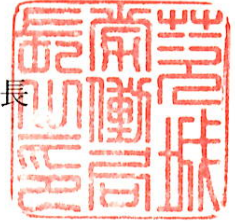




茨労発基 1215 第 4 号の 2
令和 2 年 12 月 15 日

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
茨城支部支部長 殿

茨城労働局長



変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、別添 2 令和 2 年 12 月 7 日付け基発 1207 第 1 号をもって厚生労働省労働基準局長から関係団体の長に対し、発出しているところです。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員又は傘下事業場に対し、別添 2 の別紙 1 に掲げる届出物質又は別紙 2 に掲げる既存化学物質を製造し、又は取り扱う際には、「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 5 年 5 月 17 日付け基発第 312 号の 3 の別添 1 参照。）に基づく措置を講ずる等、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう周知いただきますようお願いいたします。